(介護予防)特定施設入居者生活介護事業所 京都老人ホーム 運営規程 (事業の目的)

第1条 社会福祉法人京都老人福祉協会が開設する特定施設入居者生活介護事業所及び 介護予防特定施設入居者生活介護事業所(以下「事業所」という。)の適正な運 営を確保するために人員および管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談 員、介護職員、計画作成者、看護職員、機能訓練指導員等(以下「従事者」とい う。)が、要介護状態または要支援状態にある高齢者に対し、適正な介護サービ スを提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所は、介護保険法その他の法令、「京都市介護保険法に 基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する 条例(平成 25 年 1 月 9 日京都市条例第 39 号)」、「指定居宅 サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)」及び「指定介護予防サービス等の 事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平 成 18 年厚生労働省令第 35 号)」等に定める内容を遵守し、 事業を実施するものとする。
 - (1) 事業の実施にあたっては、利用者またはその家族と十分協議した上で 特定施設サービス計画を作成し、従事者等と綿密な連携を図り、適切か つ円滑に介護サービスが提供されるように努めるものとする。
 - (2) 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、利用者の心身の状況等に応じて、施設サービスの提供を行う。
 - (3) 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
 - (4) 施設の職員は、施設サービスの提供に当たっては、親切丁寧を旨とし 利用者またはその家族に対し、必要な事項について、理解しやすいよう に説明を行う。
 - (5) 提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地及び定員については、次のとおりとする。

- (1) 名称 (介護予防)特定施設入居者生活介護事業所 京都老人ホーム
- (2) 所在地 京都府京都市伏見区深草大亀谷東古御香町 59 番 60 番合地
- (3) 入居定員 80 名 居室数 40 室
- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(兼務)

管理者は事業所の従事者の管理および業務の管理を一元的に行う。

(2) 生活相談員 1名以上

利用者の生活相談および緊急時の対応に当たる。

(3) 介護職員 9名以上

利用者の介護及び日常生活の支援、安否確認を行う。

(4) 看護職員 1名以上

利用者の看護及び日常生活の支援、安否確認を行う。

(5) 計画作成担当者 1名以上

介護支援専門員の資格を有する者で、利用者特定施設サービス計画の作成を 行う。

(6)機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能の衰退を防止するため訓練を行う。

(事業の内容および利用料等)

第5条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、 厚生労働大臣が定める基準によるものとし、事業が法定代理受領サー ビスであるときは、本人負担割合額分の負担額とする。

- (1) 事業所の従事者は、生活介護、生活看護、生活相談、安否確認、緊急時対応、および計画作成等を行い、それに対する報酬は包括報酬とする。
- (2) 事業の内容
 - 1 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて、必要な介助を行う

ア、排泄の介助

イ、移動の介助

ウ、通院の介助等その他の必要な身体の介助

- エ、養護(休養)
- 2 健康状態の確認
- 3 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の低下を防止するための訓練 並びに利用者の心身の活性化を図る。

- ア、日常生活動作に関する訓練
- イ、レクリエーション(アクティビティー)
- ウ、グループワーク
- エ、行事的活動
- 才、体操
- カ、趣味活動
- 4 入浴

利用者に対して、身体の状況に応じた入浴や清拭を行う。

- 5 食事
 - ア、準備、後始末の介助
 - イ、食事摂取の介助
 - ウ、その他必要な食事の介助
- 7 相談・助言等に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言。

(個人情報の保護)

第6条

- 一 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取り扱うものとする。
- 二 事業所が取り扱う利用者及び家族等の個人情報については、介護サービスの提供 以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族等の個人情報を 用いる場合は当該家族等の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

(虐待の防止)

- 第7条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - 一 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果 について、従業者に周知徹底を図る。
 - 二 虐待防止のための指針を整備する。

- 三 従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施する。
- 四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者 を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 市町村に通報するものとする。

(非常災害対策)

第8条 非常災害対策に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に 備えるため、年2回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(緊急時等における対応方法)

- 第 9 条 サービス提供中に利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速 やかに家族に連絡するとともに、主治医或いは協力医療機関と連携し、適切な措 置を講ずる。また、必要に応じて行政機関にも連絡通知し連携を図る。
 - 二 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するととも に、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

- 第 10 条 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供により事故が発生した 場合、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる ものとする。
 - 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について、 記録するものとする。
 - 2 事業者は、利用者に対する介護サービスの提供により賠償すべき事故 が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情対応)

- 第 11 条 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、 苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずる。
 - 2 提供したサービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め若しくは依頼または市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、利用者からの 苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を

受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

3 提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

(身体拘束に関する手続き)

- 第12条 利用者の人権擁護等のため、原則として身体拘束は行わない。但し、 利用者が次に掲げる状態を全て満たす場合は止むを得ず実施すること とする。その際は必ず、利用者又はその家族に同意を得た上で書面に より手続きを行うこととする。
 - (1) 利用者が本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。
 - (2) 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する看護・介護方法が無い場合。
 - (3) 身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。

(衛生管理等)

- 第 13 条 利用者の使用する食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努める。また、衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を 適正に行う。
- 二 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次に掲げる措置を講じるとともに、必要に応じ医療衛生企画課の助言、指導を求めるものとする。
 - ア、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に 1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - イ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - ウ、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に 実施する。

(地域等との連携)

第14条 施設の運営に当たっては、地域住民やその自発的な活動等との連携及び協力をお行うなど地域との交流に努める。

(その他の運営について留意事項)

第 15 条 事業所は、従業者等の資質の向上を図るための研修の機会を設ける

ものとし、また、業務体制を整備する。

- 1 利用者が他の居室に移る場合の条件は次に掲げるものとし、それを もとに居室調整会議を行う。その上で利用者に同意を得て居室移動を 行うものとする。
 - (1) ADL が著しく低下し、転倒等の危険が生じることが想定されるため 職員の見守りが必要な状態となった場合。
 - (2)同室者間でトラブルが発生し、改善の見込みが無い場合。
- 2 施設の利用に当たっては次の事項を留意すること。
 - (1) 火気取り扱いには十分留意し喫煙は所定の場所で行うこと。引火性のある危険物は所持しないこと。
 - (2) 無断で外出・外泊又は外来者を宿泊させる等の行為をしないこと。
 - (3) 喧嘩口論粗暴の言動等、泥酔等他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
 - (4) 施設内の秩序、風紀を乱し、または安全衛生を害する行為をしないこと。
 - (5) みだりに施設内の設備の位置または形態を変更し又はこれに不当な損害を与える等の行為をしないこと。
- 3 事業所の従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
- 4 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき 旨を、従業者との契約の内容とする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人京都老人福祉協会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業所は、職員、設備及び会計に関する諸記録の整備を行う。また、利用者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

附則

この規程は、平成18年10月1日より施行する。

平成 20 年 4 月 1 日改正 平成 21 年 4 月 1 日改正 平成 22 年 4 月 1 日改正 平成 23 年 4 月 1 日改正 平成 24 年 4 月 1 日改正 平成 25 年 4 月 1 日改正 平成 26 年 2 月 1 日改正

平成 29 年 10 月 1 日改正 平成 31 年 4 月 1 日改正 令和 5 年 4 月 1 日改正